

議 事 日 程 （第 3 号）

令和6年12月6日（金曜日） 午後4時52分 開議（本会議）

日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

議第77号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第8号）

議第78号 令和6年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第79号 令和6年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）

※専決処分の審議及び採決

日程第 2 議第76号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について

※条例案件の審議及び採決

日程第 3 議第80号 遊佐町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議第83号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議第84号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 ※補正予算審査結果報告及び採決

※事件案件の審議及び採決

日程第 7 議第81号 高瀬まちづくりセンター移転改修工事（旧高瀬小学校）に係る請負契約の一部変更について

日程第 8 議第82号 字の区域及び名称の変更について

日程第 9 議第85号 令和6年度町道白木・宮海線栄橋橋梁撤去工事（右岸工区）に係る請負契約の一部変更について

☆

本日の会議に付した事件

（議事日程第3号に同じ）

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番 遊 佐 亮 太 君

2番 伊 原 ひ と み 君

3 番	駒 井 江 美 子 君	4 番	今 野 博 義 君
5 番	渋谷 敏 君	6 番	本 間 知 広 君
7 番	那 須 正 幸 君	8 番	佐 藤 俊 太 郎 君
9 番	菅 原 和 幸 君	10 番	土 門 治 明 君
11 番	斎 藤 弥 志 夫 君	12 番	高 橋 冠 治 君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	松 永 裕 美 君	副 町 長	池 田 与 四 也 君
総 務 課 長	鳥 海 広 行 君	企 画 課 長	渡 会 和 裕 君
産 業 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	太 田 智 光 君	地 域 生 活 課 長	太 田 英 敦 君
健 康 福 祉 課 長	渡 部 智 恵 君	町 民 課 長 兼 会 計 管 理 者	伊 藤 治 樹 君
教 育 長	土 門 敦 君	教 育 委 員 会 長 教 育 課 長	荒 木 茂 君
農 業 委 員 会 会 長 代 理	齋 藤 勝 広 君	選 挙 管 理 委 員 会 長 委 員	小 林 栄 一 君
代 表 監 査 委 員	本 間 康 弘 君		

☆

出席した事務局職員

事務局長 土 門 良 則 議事係長 船 越 早 苗 主 査 佐 藤 明 子

☆

本 会 議

議 長（高橋冠治君） 延会前に引き続き本会議を開きます。

（午後4時52分）

議 長（高橋冠治君） 会議時間の延長についてお諮りいたします。

本日の会議時間を本日の日程が終了するまで延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は本日の日程が終了するまで延長することに決しました。

暫時休憩いたします。

（午後４時５２分）

休

憩

議 長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

（午後５時１５分）

議 長（高橋冠治君） ただいまの議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては、農業委員会、佐藤充会長が所用により欠席、齋藤勝広会長代理が出席、その他町長以下全員出席しております。

上衣は自由にしてください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

専決処分に入る前に、12月４日の本会議の一般質問において、駒井江美子議員の発言の中で本人より訂正の申出がありましたので、これを許可いたします。

駒井江美子議員。

３ 番（駒井江美子君） 12月４日の一般質問の洋上風力発電事業20社のコンソーシアムについて質問しましたが、その中で間違いがありましたので、訂正させていただきます。

コンソーシアムは、実際は方法書まで出していましたが、私はその前の段階の配慮書ということで発言をして質問をしてしまいました。ここに訂正させていただきます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 専決処分の審議を行います。

日程第２、議第76号 令和６年度遊佐町一般会計補正予算（第７号）の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

なお、本会議の質疑は１人３回までとお願いいたします。

直ちに審議に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第76号 令和６年度遊佐町一般会計補正予算（第７号）の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

次に、条例案件の審議及び採決を行います。

日程第3、議第80号 遊佐町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第80号 遊佐町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第83号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

1番、遊佐亮太議員。

- 1 番(遊佐亮太君) すみません。時間も差し迫っている中、恐れ入ります。ちょっとここは確認しておきたいのですが、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正する条例ということで、令和10年3月23日まで、だから第1条の13項なのかな。令和10年の3月23日までということですので、松永町長の今期の任期いっぱいということになるのだというふうに思っております。本来の給与に対して、簡単に言えば10%減ということで理解しております。また、その次の14項におきましては、副町長と教育長については令和10年3月末まで5%減ということになっております。この減額の規定が以前からあるということは存じ上げておるのですが、なぜまたこの措置を延長するのかと。普通、首長であつたりの給与減額というと何かテレビに出てしまうような悪いことしたときに起きるのかと思うのですが、そういうわけでもないかと思うのですが、なぜあえて継続するのかということをお聞きしたいと思っております。

議長(高橋冠治君) 鳥海総務課長。

総務課長(鳥海広行君) これまで町長については10%減と、副町長、あと教育長については5%減ということで来たわけなのですが、今回、まず延長については今までとその意思は変わらないということで延長させていただくものでございます。

以上です。

議長(高橋冠治君) 1番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） 今までどおりということなのだろうなとは思っておるのですけれども、私はここは戻すべきことは戻すべきかなと思っております。当町、今課題が山積しておるかと思えます。人口減はどんどん進行していきますし、あと7月25日の豪雨で復旧もやらなければいけないことがたくさんあるという状況です。P A Tの、パーキングエリアタウンのほうも整備が進んでいて、こちらにも多額のお金が使われるという状況で、かつP A Tに来られた観光客というか、お客さんがそのままP A Tでお買物して帰ってしまうだと、全くとは言わないまでも、大分意味が減るかと思っております。P A Tに来られた方をいかに町内に周遊させて、いかに町でお金を使ってもらおうかと、そういった工夫をもっともっとしていかなければいけない時期かなというふうに思っております。ですので、今まで以上に町長のリーダーシップが必要とされる時期ではないかと思っております。その時期に、しかもですよ、松永町長におかれましては今年の3月にご就任になられまして、なので今年度の予算については基本的には前町長の組んだ予算で今までも進行しているのだろうというふうに思っております。今まさに来年度の予算を組んでいる時期かと思うのですけれども、だからこそ来年度の予算に対しても熱い意気込みを持って挑んでもらいたいと思っておるわけなのですけれども、そういったときに、町長のリーダーシップがさらに必要なときにですよ、給与を10%減でいいと。稼働率90%でいいのだといったようなものではないかと思うのですけれども。そういうことではないと思うのです。そこは逆に稼働率120%目指しますから100%に戻しますというぐらいのほうがすんなりしみ渡るのですけれども、そこについての町長のご意見を伺いたいと思っております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 池田副町長。

副町長（池田与四也君） ありがとうございます。そういうお考えの方も結構おられるのだろうなというふうに思います。ただ、これ歴史を遡ればということになります。これは遊佐町が酒田市との合併協議から離脱した時点まで遡りまして、そのときに、そのときというか、正確にはもっとその後なのですが、行財政改革、大きな行財政改革を行ったその一環なのです。三役といいますか、町長、副町長、教育長の給与を減額をしたと。ただし、それは本俸、本来給を条例に明記しながら、4年に1度、町長の任期満了のときに時の町長がご自身で判断できるように4年に、4年ごとの改定ができるような条例の規定になっておりまして、今回ののは時田前町長が亡くなったことによってそのサイクルがずれました。私と教育長のサイクルが合わなくなりました。それを一緒にするために、つまり松永町長の任期に合わせた形の4年後の見直しを図ろうとする規定にしたものでありまして、という内容であるということ。

そして、これは考え方によるわけですが、今回も松永町政においては10%減、我々も5%減、それを容認したと。これは、町長の判断に委ねるという形を取らせていただいております。本来給に戻すか戻さないか、これは町長の判断によるというのが今の財政状況からすると、ずっと厳しいのですけれども、財政は、いつ楽になるということはないかとは思いますが、そのような規定で運用をさせていただくと。従来の行財政改革を引き継いでいくというスタンスにあるということをご理解いただければというふうに思います。いずれ時の首長が本来給に戻すという判断もされるときが来るかもしれません。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 1 番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） 3 回までですので、これで終わりにしますけれども、説明のほうは理解しており

ますし、歴史的な背景というか、経緯についても私なりに勉強して、そういうことでは理解しております。ですけれども、やはりリーダーは責任を取るためにリーダーとしていると思っております、責任を取るために正当な給料をもらっているというものだと思っております。正当な給料をもらわずに責任を取るとするのは逆にそれは無責任というふうに私は捉えておりまして、やはりもらうべきものはもらって、しかるべきときには責任を取るというのがふさわしいリーダーの在り方かなというふうに思っております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第83号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（高橋冠治君） 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第84号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第84号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、補正予算審査の結果報告及び採決に入ります。

さきに補正予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました議第77号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第8号）ほか特別会計補正予算2件について、補正予算審査特別委員会、駒井江美子委員長より審査の結果について報告を求めます。

補正予算審査特別委員会、駒井江美子委員長、登壇願います。

補正予算審査特別委員会委員長（駒井江美子君）

令和6年12月6日

遊佐町議会

議長 高橋冠治 殿

補正予算審査特別委員会

委員長 駒井江美子

審 査 結 果 報 告 書

令和6年12月4日、定例本会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次のとおり報告します。

記

1. 審査を付託された事件

議第77号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第8号）

議第78号 令和6年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第79号 令和6年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）

2. 審査の結果及び意見

令和6年度遊佐町一般会計補正予算については慎重に審査した結果、修正承認した部分を除くその他の部分を原案のとおり決定すべきであると決した。

令和6年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算ほか、1件の特別会計補正予算については慎重に審査した結果、原案のとおり決定すべきであると決した。

3. 審査の記録

遊佐町議会委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

議長（高橋冠治君） お諮りいたします。

ただいま各会計3件を一括して委員長報告が行われましたが、委員長報告に対する質疑を省略し、それぞれ議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

それでは、それぞれの議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議第77号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第8号）に対する補正予算審査特別委員会、駒井江美子委員長から提出されました修正案について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないので、これにて討論を終了いたします。

続いて、修正前の原案について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないので、これにて討論を終了いたします。

これより議第77号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

まず、本案に対する補正予算審査特別委員会、駒井江美子委員長から提出されました修正案を採決いたします。

議第77号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第8号）に対する修正案についての件を採決いたします。

可否については、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は、修正案可決であります。本件を委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（高橋冠治君） 起立多数です。

よって、修正案は可決されました。

次に、議第77号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第8号）の修正承認した部分を除くその他の部分の原案について採決いたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は、修正案可決であります。本件を委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（高橋冠治君） 起立多数です。

よって、修正承認した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

次に、議第78号 令和6年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第78号 令和6年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第79号 令和6年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第79号 令和6年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）について採決をいたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、事件案件の審議に入ります。

日程第7、議第81号 高瀬まちづくりセンター移転改修工事（旧高瀬小学校）に係る請負契約の一部変更についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

8 番、佐藤俊太郎議員。

8 番（佐藤俊太郎君） 本件の変更理由及び変更内容についてご質問をいたします。よろしくお願ひします。

議 長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

今回の提案させていただきましたのが、既に議決をいただいて着工しております高瀬まちづくりセンターの移転改修工事の部分となります。今回、施工を進めていく中で増額の必要性が出てきたものですから、提案をさせていただきます。

増額の内容からでございますけれども、校舎の北面外壁の漏水止水工事を追加で実施するためということになりますが、追加実施に至った経過でございます。工事の過程の中で、室内の壁のクロスの張り替え、天井の張り替えを行うために剥がしたという作業があったわけなのですが、そうしたところ雨水の浸入によってカビ等の生えた黒ずんだ箇所が複数確認をされたということ。こちらの原因につきましては、北側外壁への風の吹き込みによりまして、サッシの隙間から雨水が浸入しているということでございました。このまま放置することで、今後、構造用の柱などの耐久性に影響を及ぼすことになりかねないと、そういったことから、外壁からの漏水の止水工事が必要であると判断したところでございます。

この工事の内容でありますけれども、足場を組む必要があるということが一つございます。北側校舎のサッシ周りからの雨水浸入防止のため、1階及び2階サッシ周りの止水処理、見切り部に水切りを新設をしまして、屋根からの雨水の跳ね返りで腐食が見られる箇所、外壁の部分でありまして、塗装してあるところなのですけれども、外壁の下から高さ90センチ程度まで、こちらを外壁の塗装をし直すといったものとなってございます。

規模的なところで、少し数値的なものお示しをしたいと思います。初めに、外部足場の部分でありますけれども、外部足場の損料としては351平米といったところ。あと、シーリングが399メートルでございます。先ほど申しました外壁の補修塗装であります、こちらが59.70平方メートル。あと最後に、外壁見切り部の水切りの新設であります、こちらが66.30メートルと。こういった施工を行いたいというものでございます。

議 長（高橋冠治君） 8 番、佐藤俊太郎議員。

8 番（佐藤俊太郎君） これについては、クロスを剥がす以前には感知というか、分からなかったということでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

当然のことながら、内部といいましょうか、剥がして初めて分かったということでございますので、そこらには今回対応する必要があるだろうという判断をさせていただきました。

議長（高橋冠治君） これにて8番、佐藤俊太郎議員の質疑は終わります。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第81号 高瀬まちづくりセンター移転改修工事（旧高瀬小学校）に係る請負契約の一部変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議第82号 字の区域及び名称の変更についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第82号 字の区域及び名称の変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9、議第85号 令和6年度町道白木・宮海線栄橋橋梁撤去工事（右岸工区）に係る請負契約の一部変更についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第85号 令和6年度町道白木・宮海線栄橋橋梁撤去工事（右岸工区）に係る請負契約の一部変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これをもって第576回遊佐町議会12月定例会を閉会いたします。

大変皆さん、お疲れさまでした。ありがとうございます。

（午後5時45分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

令和6年12月6日

遊佐町議会議長 高 橋 冠 治

遊佐町議会議員 菅 原 和 幸

遊佐町議会議員 土 門 治 明